

第4次 蕨市防犯計画

(令和7年度～令和11年度)



©蕨市

防犯活動統一シンボル「ワラビー奉行」

蕨市

第4次蕨市防犯計画

目 次

第1 全体的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	2

第2 本市の犯罪情勢と課題

1	全体的傾向	3
2	刑法犯全体の状況	4
3	街頭犯罪の状況	5
4	自転車盗の状況	6
5	特殊詐欺の状況	7
6	今後の課題	8

第3 今後の防犯対策の方向性

1	基本方針と目標	9
(1) 犯罪予防対策の重視		
(2) 地域力による防犯対策の推進		
(3) 計画的、継続性ある防犯対策の推進		
2	重点となる対策	10
(1) 市の取組		
① 地域における防犯まちづくりへの支援		
② 防犯体制の充実		
③ 防犯対策の充実		
④ 犯罪被害者等支援		

- (2) 市民の取組
- (3) 事業者等の取組

第4 計画の内容

- 1 市の取組 12
 - (1) 地域における防犯まちづくりへの支援
 - ① 市民の防犯意識の向上
 - ② 防犯組織の活動支援と担い手の育成
 - (2) 防犯体制の充実
 - ① 防犯組織の体制整備
 - ② 犯罪及び防犯情報等の伝達体制の整備
 - (3) 防犯対策の充実
 - ① 自転車盗対策の強化
 - ② 特殊詐欺対策の強化
 - ③ 侵入窃盗対策の強化
 - ④ 犯罪が起きにくい環境づくり
 - (4) 犯罪被害者等の支援
 - ① 犯罪被害者等の支援体制の充実
- 2 市民の取組 23
 - (1) 身の回りの安全点検
 - ① 携帯電話等を活用した犯罪情報収集
 - ② 住宅の危険個所の点検と対策
 - ③ 手軽にできる防犯対策の実施
 - (2) 地域における安全点検
 - ① 防犯パトロールの強化
 - ② ながら防犯活動の実践

③ 地域の犯罪弱点箇所の把握	
(3) 知識習得のための防犯研修会・講習会等への参加	
① 防犯研修会・講習会への積極的参加	
② 地域単位での防犯教室の開催	
3 事業者等の取組	26
(1) 従業員への啓発	
(2) 施設等の防犯対策	
(3) 地域の一員としての取組	

第5 参考資料

蕨市安全安心まちづくり条例	28
---------------	----

第 1 全体的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年4月に「蕨市安全安心まちづくり条例」を施行するとともに、平成22年度から計画期間を5年間とする防犯計画を、そして、27年度から第2次防犯計画、令和2年度から第3次防犯計画を策定し、市民の防犯意識の向上や地域における自主防犯活動の強化など、まちぐるみでの防犯対策に取り組んできました。その結果、刑法犯*1は、平成21年の1,757件から令和5年では695件となり、6割以上の減少となりました。

しかしながら、本市では依然として身近な場所で発生する自転車盗やひったくりなどの街頭犯罪*2と侵入盗が刑法犯全体の半数以上であり、中でも自転車盗は刑法犯全体の約4割を占めるといった状況が続いております。一方、特殊詐欺など高齢者を狙った悪質な犯罪も手口が巧妙化しながら発生し続けているほか、首都圏においては闇バイトを使った凶悪な強盗事件が相次いでいることから、こうした犯罪情勢に対応していくためには、引き続き更なる防犯対策の取り組みが求められています。

そこで、本計画は市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡで目指すまちのビジョン「安心・にぎわい・未来 みんなで創る みんなにあたたかい みんなのまち蕨」の実現に向け、市民と行政が協働し、安全で安心して暮らせる「犯罪のないまち蕨」を目指すものであり、第3次計画の施策を引き継ぐとともに、現在直面している課題に対応し、犯罪を発生させにくい環境づくりを一層進めることを目的とし策定します。

なお、防犯事業を推進する機運を醸成しその効果を高めるため、引き続き、蕨市マスコットキャラクター「ワラビー」を町奉行風にデザインした「ワラビー奉行」を防犯活動の統一シンボルとします。

*1「刑法犯」 本計画では、警察において認知した刑法犯をいいます。

*₂「街頭犯罪」 本計画では、自転車盗、車上ねらい、オートバイ盗、自動車盗、自動販売機ねらい、ひったくり、強制わいせつ、路上強盗、強制性交の9種類を対象としています。

2 計画の期間

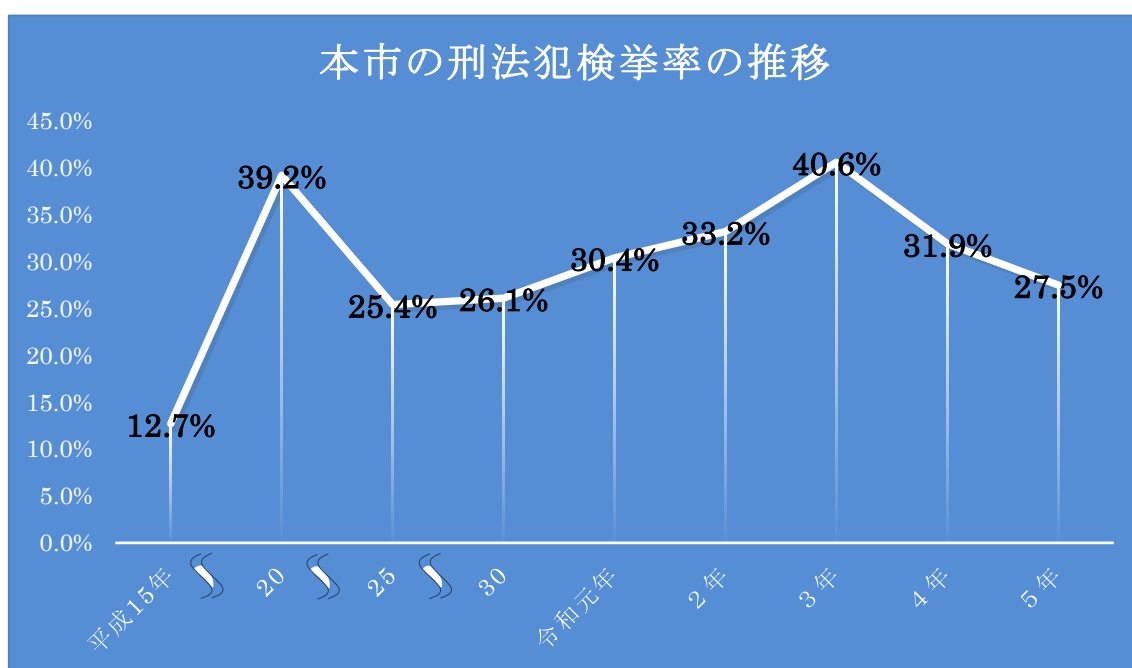
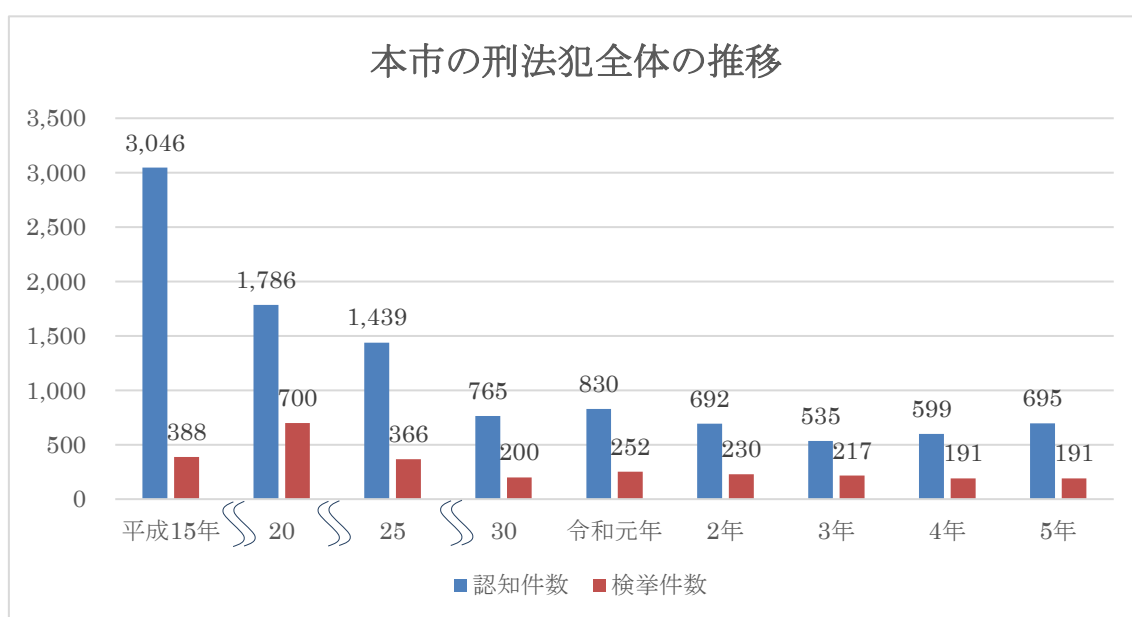
本計画は、防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき施策の大綱を定めたものであり、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とし、以後社会情勢等に合わせ内容の見直しを図っていきます。

第2 本市の犯罪情勢と課題

1 全体的傾向

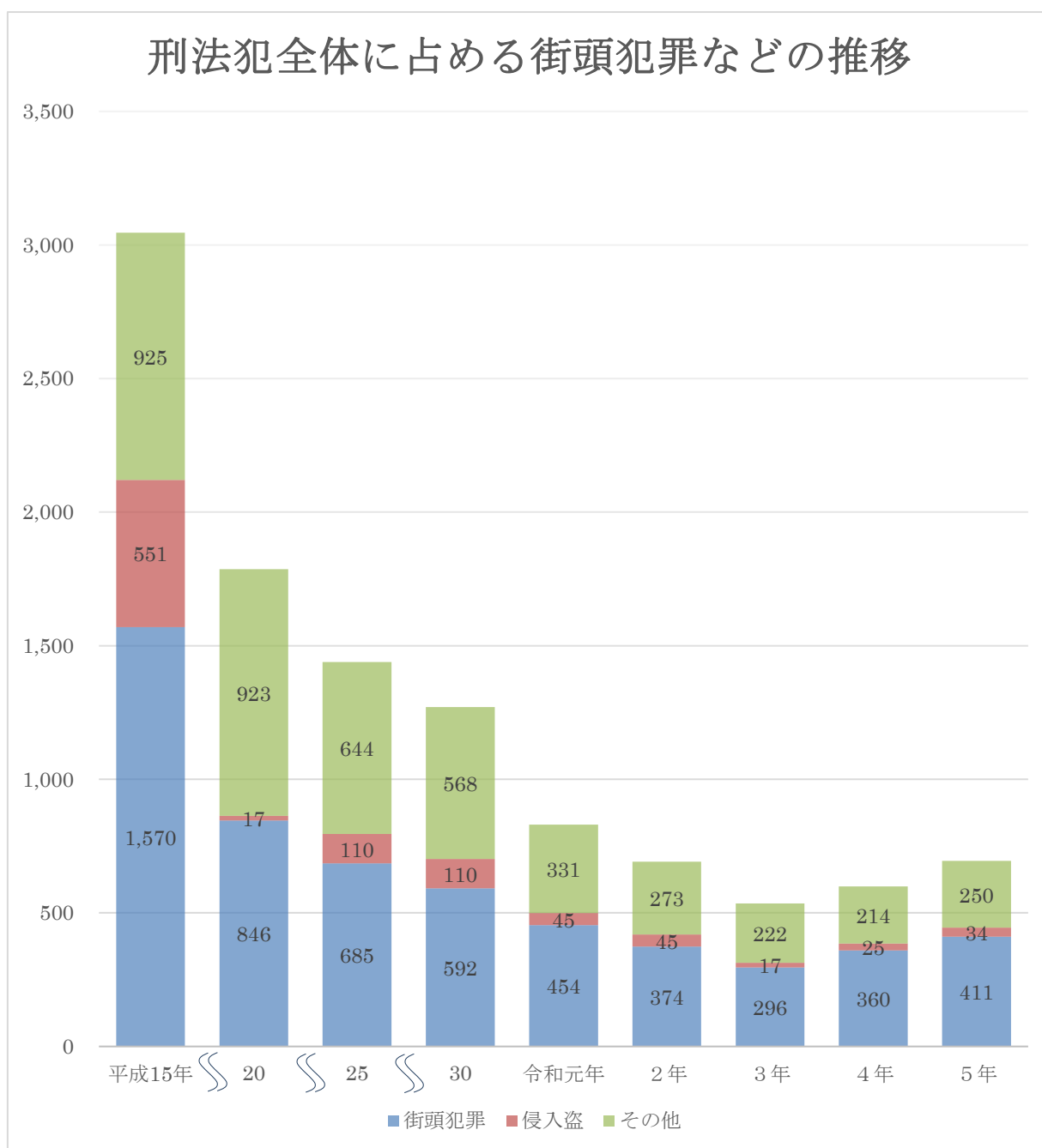
本市の刑法犯は、平成15年の3,046件をピークとして、その後減少に転じ、令和5年は695件と、ピーク時の4分の1以下に減少しました。

一方、検挙率は、平成20年に39.2%まで上がりましたが、その後減少し、令和5年は27.5%となっています。



2 刑法犯全体の状況

令和5年中の刑法犯の内訳を見ると、自転車盗やひったくり、路上強盗など街頭で発生する街頭犯罪が全体の59.1%、侵入盗が4.9%で、身近な場所で発生するこれらの犯罪が全体の半数を超える状況となっています。



3 街頭犯罪の状況

街頭犯罪は、令和元年から令和5年までの間に9.5%減少していますが、自転車盗の刑法犯全体に占める割合は約4割と横ばいで推移しています。

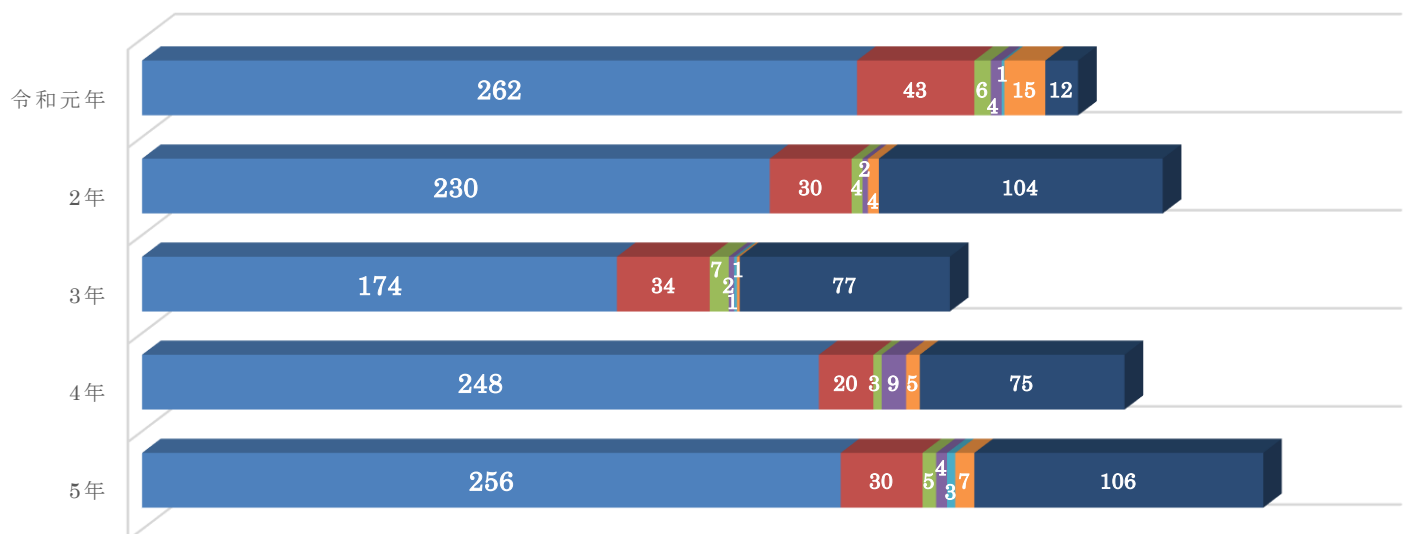
身近な街頭犯罪を減少させることで、刑法犯全体を大きく減らすことができ、安全安心なまちづくりにつながります。

街頭犯罪の種類別の推移

	令和元年	2年	3年	4年	5年	令和元年から5年までの増減件数	令和元年から5年までの増減率
自転車盗	262	230	174	248	256	-6	-2.3%
車上ねらい	43	30	34	20	30	-13	-30.2%
オートバイ盗	6	4	7	3	5	-1	-1.7%
自動車盗	4	2	2	9	4	0	0%
自販機ねらい	1	0	1	0	3	2	200%
ひったくり	15	4	1	5	7	-8	-53.3%
その他	123	104	77	75	106	-17	-13.8%
合計	454	374	296	360	411	-43	-9.5%
刑法犯全体の件数	830	692	535	599	695	-135	-16.3%

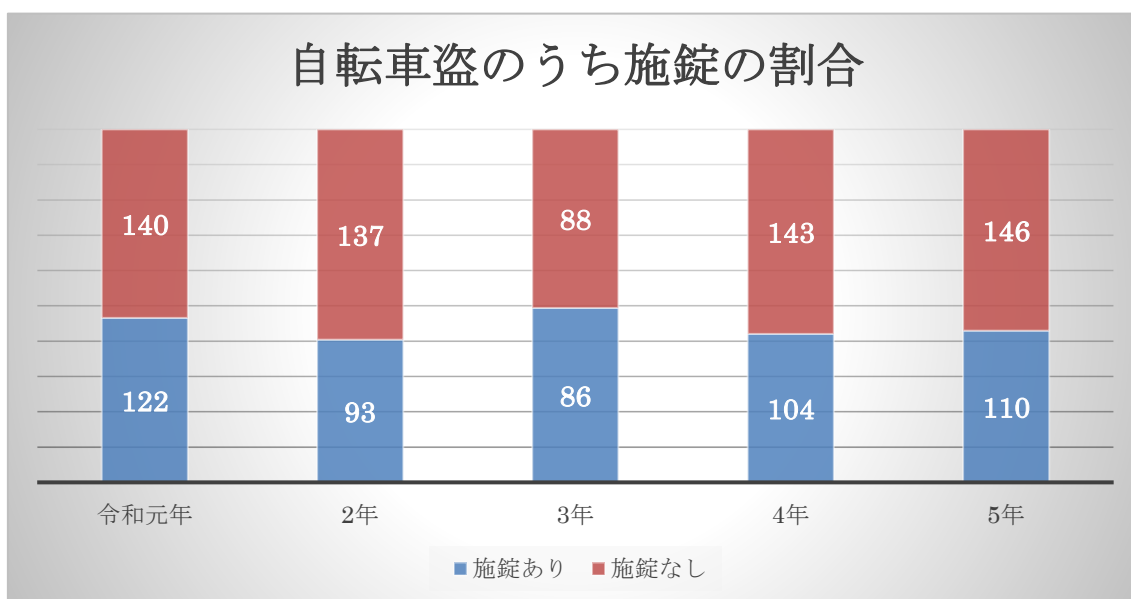
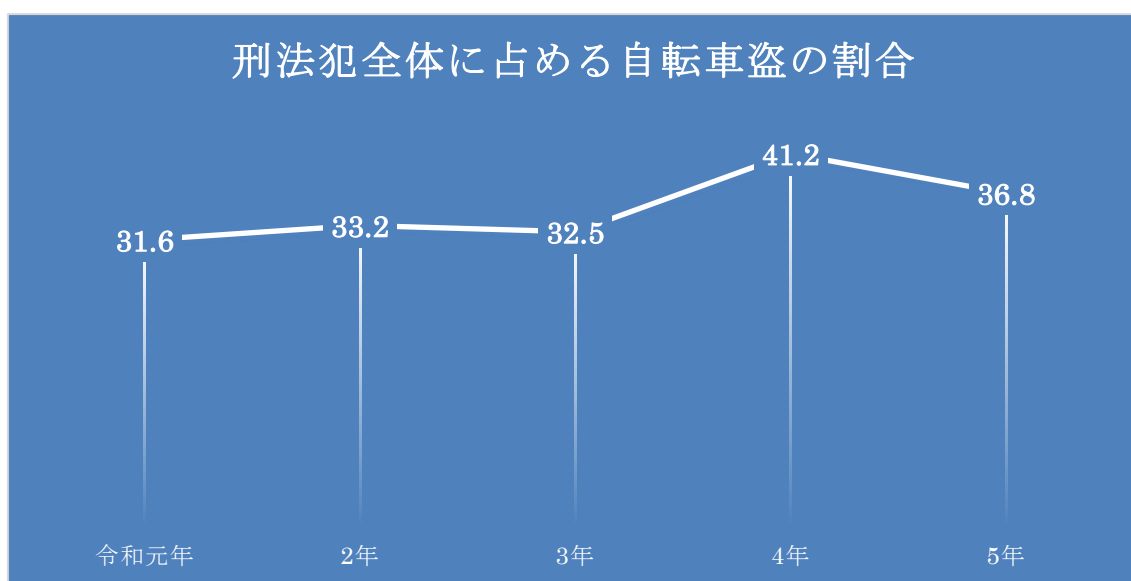
街頭犯罪の種類別の推移

■ 自転車盗 ■ 車上ねらい ■ オートバイ盗 ■ 自動車盗 ■ 自販機ねらい ■ ひったくり ■ その他



4 自転車盗の状況

高低差が少ないという本市の特徴から、市内には多くの自転車利用者がいます。その一方で自転車盗が刑法犯全体の約4割を占め、被害が多くなっています。また、被害は「施錠あり」と「施錠なし」の割合については、近年「施錠なし」が増加しており、駅周辺の時間貸駐輪場で多く発生しています。駐輪する際は、少しの時間でも必ず施錠をする習慣を付けることが重要であるといえます。



5 特殊詐欺の状況

令和5年の蕨市内における特殊詐欺*₁ 被害の件数は20件、被害総額は約2,262万円でした。

令和5年の特殊詐欺被害においては、オレオレ詐欺、還付金等詐欺が約7割となっており、犯行の手口も巧妙化しています。

*₁「特殊詐欺」

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、預貯金詐欺、詐欺盗を指す

特殊詐欺被害認知状況

(蕨市内)

			令和4年		令和5年	
被害総件数			15件		20件	
被害金額			約3,954万円		約2,262万円	
内 訳	オレオレ 詐欺	件数（構成比）	5件	33%	6件	30%
		金額（構成比）	約905万円	23%	約944万円	42%
	架空請求 詐欺	件数（構成比）	0件	0%	2件	10%
		金額（構成比）	0円	0%	約120万円	5%
	融資保証 金詐欺	件数（構成比）	0件	0%	0件	0%
		金額（構成比）	0円	0%	0円	0%
	還付金等 詐欺	件数（構成比）	1件	7%	8件	40%
		金額（構成比）	約142万円	4%	約431万円	19%
	預貯金 詐欺	件数（構成比）	1件	7%	3件	15%
		金額（構成比）	約120万円	3%	約318万円	14%
	詐欺盗	件数（構成比）	8件	53%	1件	5%
		金額（構成比）	約2,787万円	70%	約450万円	20%

被害金額は、万円単位で四捨五入をしていますので、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

6 今後の課題

本市の特徴を踏まえた今後の課題として以下の点が挙げられます。

◆自転車盗対策の更なる強化

令和5年中は刑法犯全体の36.8%を占めており、自転車盗の発生を抑制することで、刑法犯認知件数全体の減少にもつながると期待できることから、その対策は重要な課題となっています。

本市においては、引き続き、自転車盗の多い駐輪場などにおける対策の強化に加え、自転車への施錠等の対策促進に向けた啓発が求められています。

◆特殊詐欺対策の更なる強化

特殊詐欺は、年々犯行の手口が巧妙化されているとともに、コロナ禍が明けて、社会経済活動の再開とともに、犯行が活発になっている状況です。

本市においては、引き続き、警察と連携した適切な情報提供及び市民の意識向上に向けた啓発、通話録音機能付き電話機購入の促進など、取り組みを推進していくことが求められます。

◆侵入窃盗対策の更なる強化

令和6年夏以降、首都圏において、SNS等を通じて短時間で高額報酬が得られる闇バイトを使った大変凶悪な強盗事件が相次ぐなど不安が広がっています。

本市においては、引き続き、町会や地域の皆さんによる防犯パトロールをはじめ、街なか防犯カメラの適切な運用や家庭用防犯カメラ設置費用補助の積極的な促進、市民一人ひとりの防犯意識の向上など、地域ぐるみで犯罪を発生させにくい環境づくりを進めていくことが求められます。

第3 今後の防犯対策の方向性

1 基本方針と目標

(1) 犯罪予防対策の重視

犯罪を防止し、安全で安心なまちを築いていくためには、刑法犯の半数以上を占める街頭犯罪や侵入盗などに対する事前予防対策を行う必要があります。

これからも、防犯パトロールの実施など、事前予防対策を進め、身近な犯罪の発生を出来る限り少なくし、生命・身体・財産に係る被害を最小限にとどめることが重要です。

(2) 地域力による防犯対策の推進

安全で安心なまちづくりの基本である相互扶助と自主自立の精神に基づき、市民、行政、事業者、警察その他関係者がそれぞれの立場でできることを行い、互いに連携、協力することにより、地域ぐるみでの防犯対策を進めます。

(3) 計画的、継続性ある防犯対策の推進

犯罪が起りにくい地域環境づくりのため、計画的かつ継続的に取り組める防犯対策を進めます。

以上の基本方針に基づき、本計画の目標を次のとおり設定します。

(目標値) 犯罪発生件数

令和5年 695件 → 令和10年 625件

令和5年の犯罪発生件数から10%削減

２ 重点となる対策

（１）市の取組

① 地域における防犯まちづくりへの支援

地域において防犯のまちづくりを進めるには、市民一人ひとりが防犯に関する意識や防犯能力を高めることが必要であることから、市民の防犯活動や地域ぐるみによる防犯の取り組みへの支援を行います。

② 防犯体制の充実

社会環境の変化により、犯罪が多様化、巧妙化する中、今後、高齢化や核家族化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者や留守家庭の増加が予測されることから、こうした人たちを犯罪から守るためには、防犯意識の高揚を図るとともに、防犯体制を一層充実させる必要があります。

③ 防犯対策の充実

市民が安心して暮らせるためには、犯罪のないまちづくりを目指していくことが必要であることから、刑法犯全体で最も多い割合を占める自転車盗対策を進めるほか、防犯カメラ等の整備・周知など、犯罪抑止力の向上を図るなど、社会情勢や地域性に対応した各種防犯対策を充実させる必要があります。

④ 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪に遭われた方への支援、また、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

（２）市民の取組

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちをつくるためには、防犯対策を行政や警察にすべて任せるのではなく、市民一人ひとりが防犯に対する意識を持ち、日常生活でできることから防犯対策を進め、犯罪の起きにくい環境をつくっていくことや、地域における自主防犯活動を活性化させていくことが重要です。

（３）事業者等の取組

従業員を含めて地域の一員との認識に立ち、防犯に関する意識を高め、地域と一体になって防犯活動の推進に努めることが重要です。

第4 計画の内容

1 市の取組

(1) 地域における防犯まちづくりへの支援

市が市民に対し防犯に必要な情報を提供することや知識の普及・啓発を行い、更に防犯活動を積極的に支援することで、犯罪を未然に防止することができます。また地域ぐるみによる防犯の取り組みは、地域の連帯感が高まり、地域コミュニティ全体の防犯力が向上し、安全で安心なまちづくりが促進されます。

① 市民の防犯意識の向上

◇警察との連携による犯罪情報の提供、広報、啓発活動の推進

身近に起こる犯罪から市民を守るため、警察と連携し犯罪情報の提供や、広報蔵、市ホームページ、SNS等の広報媒体を活用し防犯の啓発活動を行います。

◇特殊詐欺などの被害防止に係る啓発活動

高齢者等が、特殊詐欺の犯罪に巻き込まれることを防止するため、手口の変化や巧妙化などを広報蔵や市ホームページ、SNS等に掲載し、注意喚起を行うとともに、高齢者世帯訪問事業など、対面方式による伝達方法を活用し、被害に遭いやすい対象ごとに、必要な情報が直接伝わるようにします。

◇防犯教育の推進

防犯教育研修会や防犯出前講座など、防犯に関する最新の情報を分かりやすく学べる機会の充実を図り、市民への防犯教育を進めます。

また、青少年が犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）に応募し、詐欺の受け子や強盗の実行犯などの犯罪行為に加担させないための啓発・教育の推

進を行います。

その他、生活習慣の違いなどから地域住民とのコミュニケーションが希薄になりやすい在住外国人に対し、防犯に関する情報を提供するほか、各種防犯対策に関する啓発活動を推進していきます。

◇警察や防犯関係団体等が実施する街頭キャンペーン等への積極的協力・参加

市民の防犯意識の向上を図るため、警察や防犯関係団体等が実施する街頭キャンペーン等へ積極的な協力や参加を行います。

◇家庭訪問や声かけなどの見守り活動との連携強化

市民の防犯意識の向上を図るため、交通安全母の会や民生委員・児童委員等が実施している家庭訪問や声かけなどの見守り活動との連携強化を進めます。

◇住まいの防犯対策に係る啓発活動

首都圏で強盗事件が相次いで発生していることから、我が家を守るための防犯対策について、広報蕨や市ホームページ等に掲載し、注意喚起を行います。

② 防犯組織の活動支援と担い手の育成

◇自主的な防犯組織の設立や活動の中心となるリーダーの養成支援

地域で主体的に活動する自主防犯活動団体の更なる増加により、地域の安全・安心を高めるため、自主的な防犯組織の設立や活動の中心となるリーダーの養成を支援します。

◇警察との連携による自主防犯組織への研修等の実施

警察との連携により、自主防犯活動を行う団体を対象に研修を行い、活動を継続する上での課題解決の支援に努めるとともに、パトロール活動がより効果

的に行えるよう、きめ細かな犯罪情報を提供します。

◇防犯組織の活動の推進に向けた備品等の整備

自主的な防犯組織の活動を推進するため、町会長連絡協議会とも連携しながら、防犯パトロール時に使用する備品等の整備について支援します。

◇防犯に関する研修会への参加促進

自主的な防犯組織の活動を支援するため、市の防犯に関する研修会や関係機関で開催される研修会について周知を図り、参加を促します。

◇蕨市防犯協会、蕨市暴力排除推進協議会に対する活動支援

犯罪のない明るい地域社会の実現を目的とする蕨市防犯協会及び暴力団を排除し、暴力のない明るい地域社会をつくっていくことを目的とする蕨市暴力排除推進協議会に対する活動支援を行います。

（２）防犯体制の充実

警察、行政、市民などと防犯に関して、意思疎通を図ることで、全市的な防犯体制を整備するとともに、広く市民に危害が及ぶ可能性のある犯罪が発生した場合に、速やかに犯罪情報を市民に提供できる体制を築くことで、市民の安全安心な暮らしを守ります。

① 防犯組織の体制整備

◇保護者、地域、関係機関等との連携強化

児童・生徒の見守りを行う防犯組織の体制整備を図るため、保護者、地域、関係機関等との連携強化を進めます。

◇他市町村防犯担当との相互協力の推進

他市町村防犯担当との情報交換や課題の検討を行うとともに、合同でのキャンペーンの実施や市境での防犯活動など相互協力を進めます。

◇警察との情報共有と協力体制の強化

蕨警察署との連携を進め、情報共有を図るとともに、合同でのキャンペーンの実施など、協力体制の強化を進めます。

◇企業等との防犯に関する協定締結による協力体制の強化

企業等と防犯に関する協定締結により、連携して防犯のまちづくりを効果的に推進できるよう協力体制を強化します。

◇防犯関係団体の各地域コミュニティ活動への参画等の支援

地域ぐるみでの防犯活動を進めるため、防犯関係団体が各地域のコミュニティ活動へ参画、協働できるよう支援します。

② 犯罪及び防犯情報等の伝達体制の整備

◇防犯啓発放送の実施

特殊詐欺の電話の多発など、警察からの依頼により緊急的な防災行政無線による注意喚起を行うほか、地域で子どもたちを守るため、低学年の児童の下校時間に合わせて、防災行政無線を利用して見守りを呼びかける防犯啓発放送を行います。

また、市ホームページ、SNSを活用し、市民、町会等へ犯罪情報等の周知を行っていきます。

◇「蕨市犯罪情報の住民提供等に関する協定」に基づく情報提供

住民の生命・身体に危険が及ぶおそれがある場合などに、犯罪から地域住民を守り、住民生活の安全・安心を図るため、蕨警察署及び町会と連携し、防災行政無線等により地域住民に犯罪・防犯情報の提供及び注意喚起を行います。

（３）防犯対策の充実

刑法犯全体で最も多い割合を占める自転車盗の防止対策を強化するとともに、高齢者等を狙い巧妙化する特殊詐欺及び侵入窃盗への対策を強化することで、犯罪から市民を守ります。

加えて、防犯カメラ等の防犯機器の整備や周知をはじめ、地域の犯罪の起きにくい環境整備を通じて、地域の防犯力の向上を図ります。

① 自転車盗対策の強化

◇自転車駐車場の整備及び放置自転車の撤去

自転車盗につながる可能性がある放置自転車の解消に向け、民間事業者も含め適切な自転車駐車場の整備と維持管理を行うとともに、自転車放置禁止区域などにおける放置自転車の撤去を行います。

また、駅周辺の自転車盗防止対策として、委託事業者による巡回パトロールを実施し、自転車等利用者に対し、駐輪・防犯指導を行います。

◇自転車盗の被害防止に係る啓発活動

盗難被害に遭った自転車の約半数は無施錠であることから、施錠の徹底を啓発します。加えて、施錠しているの盗難被害も一定数に上ることから、破壊に強い鍵の普及啓発にも努めるとともに、ワイヤーロックの配布を通じて二重ロック推奨をすすめていきます。また、警察と連携し高齢者世帯訪問等による戸別訪問での呼びかけを行います。

◇防犯パトロール等の強化

町会や地域団体、警察、行政による防犯パトロールの強化に努めるほか、日頃から声掛け、あいさつなどのご近所付き合いを大切にし、「地域の目」で犯罪抑止力を高めます。

◇青色回転灯を搭載した公用車による防犯パトロールの実施

青色回転灯を搭載した公用車による防犯パトロールを実施し、犯罪の抑止を図るとともに防犯の啓発を促進し、監視の目を強化します。

② 特殊詐欺対策の強化

◇特殊詐欺の被害防止に係る啓発活動

高齢者等が、特殊詐欺の犯罪に巻き込まれることを防止するため、手口の変化や巧妙化などを広報蔵や市ホームページ、SNS等に掲載し、注意喚起を行います。また、予兆電話が多い地域を中心に詐欺の手口について防災行政無線による注意喚起のほか、青色回転灯を搭載した公用車による防犯パトロール実施と併せて広報啓発活動を行います。

◇市民団体や警察等と連携した特殊詐欺被害防止活動の実施

特殊詐欺被害を防止するため、金融機関前などの街頭において市民団体や警察等と連携して、啓発活動を行います。

また、交通安全母の会や民生委員・児童委員による高齢者世帯訪問事業など、対面方式による注意喚起を行い、被害に遭いやすい対象ごとに、必要な情報が市民に直接伝わるようにします。

◇通話録音機能付き電話機購入費補助による支援

特殊詐欺の抑止には、会話内容を自動録音することができる機能を有する電話機が効果的であるとされていることから、高齢者世帯などを対象に通話録音機能付き電話機の購入費用の一部補助を実施します。

③ 侵入窃盗対策の強化

◇防犯パトロール等の強化

町会や地域団体、警察、行政による防犯パトロールの強化に努めるほか、日頃から声掛け、あいさつなどのご近所付き合いを大切にし、「地域の目」で犯罪抑止力を高めます。

◇青色回転灯を搭載した公用車による防犯パトロールの実施

青色回転灯を搭載した公用車による防犯パトロールを実施し、犯罪の抑止を図るとともに防犯の啓発を促進し、監視の目を強化します。

◇住まいの防犯対策に係る啓発活動

我が家を守るための防犯対策（鍵をかける、不審な業者や人と会話しない、多額の現金を保管しない、地域ぐるみの声掛け）について、広報蕨や市ホームページ、SNS等に掲載し、注意喚起を行います。また、警察と連携し高齢者世帯訪問等による戸別訪問での呼びかけを行います。

◇防犯カメラ等の防犯機器の設置及び運用

不審者対策も含めた安全の保持と事件の抑止を図るため、駅周辺や公共施設、公園等へ街なか防犯カメラや防犯カメラ付き自動販売機などの防犯機器の設置

及び適切な運用を進めます。

◇防犯カメラ設置の周知

防犯カメラを設置・運用することで、まち全体の犯罪抑止効果を高めるとともに、市内において犯罪を企図する意思を減退させるため、街なか防犯カメラや防犯カメラ付き自動販売機などを設置・運用をしている地域においては、掲示等を通じて周知を図ります。

◇家庭用防犯カメラ設置費用補助による犯罪抑止力の一層の強化

犯罪を未然に防止するために屋外に防犯カメラを設置した個人又は共同住宅に対し、設置費用の一部を補助することで、地域全体の犯罪抑止力の向上を図ります。

◇通話録音機能付き電話機購入費用補助による支援

犯罪が起きる前には、犯人グループから予兆電話等があるといわれていることから、会話内容を自動録音することができる機能を有する電話機の活用が効果的です。本市では特殊詐欺対策として、通話録音機能付き電話機の購入費用の一部補助を実施しており、侵入窃盗被害防止の観点も踏まえ、その取り組みを促進します。

◇防犯教育の推進

青少年が犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）に応募し、強盗の実行犯などの犯罪行為に加担させないための啓発・教育の推進を行います。

④ 犯罪が起きにくい環境づくり

◇防犯灯の整備及び運用

道路における夜間の犯罪の防止を目的として、防犯灯の整備及び適切な運用を進めます。

◇空き家空き地等の適正な維持管理の促進

地域住民等が管理する危険箇所（放置された空き家空き地、暗所等）の改善を所有者等へ促します。

◇公園などの定期的な樹木の剪定

公園外部からの死角を発生させたり、夜間、公園灯の光を遮ったりすることがないように樹木の剪定を定期的に実施します。

◇埼玉県が実施する住宅防犯対策事業の情報提供

県が実施する簡易防犯診断など住宅における防犯対策事業に関して、市民に対して情報提供を行います。

◇防犯パトロール等の強化

町会や地域団体、警察、行政による防犯パトロールの強化に努めるほか、日頃から声掛け、あいさつなどのご近所付き合いを大切にし、「地域の目」で犯罪抑止力を高めます。

◇青色回転灯を搭載した公用車による防犯パトロールの実施

青色回転灯を搭載した公用車による防犯パトロールを実施し、犯罪の抑止を図るとともに防犯の啓発を促進し、監視の目を強化します。

◇防犯カメラ等の防犯機器の設置及び運用

不審者対策も含めた安全の保持と事件の抑止を図るため、駅周辺や公共施設、公園等へ街なか防犯カメラや防犯カメラ付き自動販売機などの防犯機器の設置及び適切な運用を進めます。

◇防犯カメラ設置の周知

防犯カメラを設置・運用することで、まち全体の犯罪抑止効果を高めるとともに、市内において犯罪を企図する意思を減退させるため、街なか防犯カメラや防犯カメラ付き自動販売機などを設置・運用をしている地域においては、掲示等を通じて周知を図ります。

◇家庭用防犯カメラ設置費用補助による犯罪抑止力の一層の強化

犯罪を未然に防止するために屋外に防犯カメラを設置した個人又は共同住宅に対し、設置費用の一部を補助することで、地域全体の犯罪抑止力の向上を図ります。

◇不審者の校内等への侵入防止

学校安全パトロールの実施や児童・生徒登校後の門扉の閉鎖及び来校者への積極的なあいさつを行うことで、不審者の侵入防止に努めます。

◇登下校時の安全指導・安全点検

学校安全パトロールの実施や、PTA・地域ボランティアによる安全指導と安全点検を実施します。

◇地域安全マップの更新

教職員による通学路点検に基づき、学校安全部等による地域安全マップの更新を行います。

◇「こども１１０番の家」への協力依頼

子どもの危険回避のため、通学路を中心に、一般家庭や店舗へ「こども１１０番の家」の協力依頼を進めます。

◇子どものあいさつ運動の実施

子どもたちの見守り体制の充実を図るため、あいさつ奨励の児童・生徒によるポスターの作成を進めるなど、あいさつ運動を実施します。

◇放火防止の啓発

放火による火災の発生を予防するため、放火されないまちづくりへの取り組みについて、啓発を進めます。

◇子ども、高齢者、女性に対する啓発活動の推進

子ども、高齢者、女性を狙った犯罪から身を守るための対処法などの広報・啓発活動を行い、日頃の防犯意識について注意喚起を図ります。

（４）犯罪被害者等の支援

① 犯罪被害者等の支援体制の充実

「蕨市犯罪被害者等支援条例」に基づき、相談・支援体制の強化に努めるほか、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターなど関係機関との連携を図りながら、犯罪被害者などへの総合的な支援に努めます。

2 市民の取組

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は「自分たちのまちは自分たちで守る」ということであり、地域住民や各種市民団体が連携を深め、安全意識を高揚・啓発し合うと共に、地域住民一人ひとりから地域全体に至るまで、一体となった防犯活動を推進することで、地域の防犯力が高まります。

(1) 身の回りの安全点検

自分の身は自分で守るという精神の下、市民一人ひとりが防犯意識を持ち身の回りの安全点検を行うことが大切です。

① 携帯電話等を活用した犯罪情報収集

埼玉県警が発信する犯罪情報メール等の活用により、地域の犯罪情報の収集に努めます。

② 住宅の危険個所の点検と対策

プライバシーを考慮しながら塀や生垣による死角をつくらないように努めるとともに、玄関、勝手口には、破壊やピッキング、サムターン回しに強い錠の取り付けや、玄関、窓等の開口部分に2つ目の鍵（補助錠）の取り付けのほか、防犯カメラやセンサーライトを設置するなど自宅の防犯対策に努めます。

③ 手軽にできる防犯対策の実施

自転車かごへの防犯ネットの装着や自転車の二重ロック、歩く際に手荷物は道路の反対側に持つことなど、自らができる防犯対策を実施するよう努めます。

（２）地域における安全点検

町会や地域団体等による防犯活動を行うとともに、市民等が自由に参加できる防犯組織をつくり活動の輪を広げるなど、地域住民が連携・協力して、自分たちの住む地域の安全を自ら守るという地域ぐるみの取り組みが大切です。

① 防犯パトロールの強化

地域の防犯意識を高め、犯罪の阻止につなげるため、パトロール中にすれ違う地域住民へのあいさつを心がけるとともに、子どもの登下校時にパトロールを複数回行うなど、防犯パトロールの強化に努めます。

② ながら防犯活動の実践

日常生活の中で不審な人や車がないかなど、防犯の視点を持ってまわりに目を向けることで、子どもや地域の安全を守り、地域の防犯の目を増す、ながら防犯活動の実践に努めます。

③ 地域の犯罪弱点個所の把握

自主防犯活動団体などが防犯パトロールを行う時などに、犯罪が起こりやすい要因がないか地域を回り、見通しの悪い場所を地図に落とすなど弱点個所の把握に努めます。

（３）知識習得のための防犯研修会・講習会等への参加

防犯意識を高めるためには、犯罪の発生状況を把握した上で、その緊急性や重要性を理解することが必要なことから、日頃から防犯に対する知識を習得していくことが大切です。

① 防犯研修会・講習会への積極的参加

防犯意識を高めるため、市や各種団体等が開催する防犯研修会や講習会へ積

極的に参加するよう努めます。

② 地域単位での防犯教室の開催

子どもや高齢者が犯罪被害に遭わないために家庭で注意することや、空き巣やひったくりなど身近な犯罪の最新の手口とその対策などを学ぶため、警察などの防犯担当者を招いて、幼稚園・保育園、小学校、町会・地域の単位で防犯教室を開くよう努めます。

3 事業者等の取組

自らの事業活動における防犯対策に取り組むとともに、従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、住民活動への積極的な参加や市が行う施策に対し協力することが望まれます。

（１）従業員への啓発

市内在住者はもとより市外からの通勤者に対して、犯罪情勢を周知し、防犯意識や知識の高揚を図ることにより、防犯への認識を深めることが求められます。具体的には下記のとおりです。

- ・従業員に対して防犯冊子等の啓発物資を配付し、防犯意識の高揚に努めます。
- ・防犯講演会や研修会を開催するとともに、市や各種団体等が開催する講演会や研修会への参加を促し、従業員の防犯に対する知識の習得に努めます。
- ・防犯対策の一環として、事業所における防犯マニュアル等を作成します。

（２）施設等の防犯対策

事業所が関係する施設等の防犯対策を講じるなど、事業所全体としての防犯対策の推進が必要とされます。具体的には下記のとおりです。

- ・新築、改修、増築等に当たっては、防犯性を考慮した施設とします。
- ・施設や駐車場等において、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置を推進します。
- ・事業所において、適正な警備員の配置に努めます。

（３）地域の一員としての取組

地域住民と連携を図るとともに、各種防犯活動に積極的に参加し、地域の防犯力向上への協力が必要とされます。具体的には下記のとおりです。

- ・町会を主体とする自主防犯活動団体による防犯パトロール等に積極的に参加

し、地域を理解するとともに防犯対策の向上に努めます。

- ・各事業所において市内を車で走行する際には「防犯ステッカー」を車に貼付するなど防犯パトロールに協力します。また、犯罪等に遭遇した場合の対応マニュアル等を作成します。
- ・事業者として、子どもの安全確保を図るため、積極的に「こども１１０番の家」への設置協力を行います。

第5 参考資料

蕨市安全安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び土地所有者等（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、市民等の防犯及び防災意識の高揚と自主的な防犯及び防災活動の推進を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 法令に違反して、市民の生命、身体及び財産を脅かす行為をいう。
- (2) 防犯 犯罪の発生を未然に防止する活動をいう。
- (3) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他自然災害及び大規模火災等により生ずる被害をいう。
- (4) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 市の区域において、商業、工業その他の事業を営むものをいう。
- (7) 土地所有者等 市の区域に存する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (8) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署その他安全安心に関する事務を所管する官公庁をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い、協働することを旨として行われなければならない。

- 2 安全で安心なまちづくりは、相互扶助と自主自立の精神の下に、地域における安全及び安心を確保するための活動を育むことを旨として行われなければならない。
- 3 安全で安心なまちづくりは、犯罪及び災害から得た教訓を日常生活に生かし、後の世代にこれらを継承していくことを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の安全意識の高揚のための啓発活動、安全で安心なまちづくりを推進するための環境整備その他必要な施策の実施に努めなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民等及び関係行政機関と相互に連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する理解を深め、自ら安全の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自ら安全の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、所有又は管理する土地若しくは建物その他の工作物を自ら良好な環境に保つよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進団体の育成)

第8条 市は、市民等の安全意識の高揚並びに自主的な防犯及び防災活動の推進を図るため、推進団体の育成に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第4次蕨市防犯計画

令和7年3月

発行／埼玉県蕨市

〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15

電話 048-432-3200（代表）

HP <http://www.city.warabi.saitama.jp/>
